

4月に入居期限を迎える被災者 仮設入居延長 66世帯が認められず

熊本地震から1年10カ月が経過しました。地震直後に、仮設（みなし）に入居した被災者は、やがて入居期限の2年を迎えようとしています。

熊本市が行った調査では「自宅の再建が進まない」「条件に合った物件が見つからない」など、様々な理由で約5500世帯が入居期限の延長を求めています。

こうしたなかで、国は入居期限の1年間延長を決定しました。

しかし、熊本市は、4月に入居期限を迎える581世帯のうち、66世帯の延長を認めないとの決定を行いました。入居延長にあたって熊本県は、下表の条件を設定しています。条件に合わなければ、仮設からの退去が迫られることになります。

【裏面に続く】

仮設入居延長が認められる条件

仮設後の住まい	入居延長の条件
自宅を再建	業者不足など工期の関係で再建が間に合わない
	区画整理や地盤改良、農地転用手続きなどで再建が間に合わない
民間賃貸に入居	体が悪いが1階やエレベーター付きの物件が見つからない
	高齢者、障がい者、ひとり親世帯のうち、公営住宅の入居基準以下の収入で、現在入居する「みなし仮設住宅」より安い家賃の物件が見つからない
公営住宅に入居	保証人がいない高齢者で、保証人がいない物件が見つからない
	入居を希望する災害公営住宅の建設が間に合わない 既存の公営住宅に入居したいが修理が間に合わない

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1084
2018年2月18日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団 検索

弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- ※ 2月21日（水） 午後2時～4時
中央区生活相談所（大江5-15-20） Tel 375-2200
- ※ 2月21日（水） 午後6時～8時
北区生活相談所（武蔵ヶ丘1-10-1） Tel 338-2001
- ※ 2月28日（水） 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所（渡鹿5-19-7） Tel 362-5181
- ※ 3月2日（金） 午後3時～5時
東区生活相談所（広木町7-23-2） Tel 328-2656
- ※ 3月8日（木） 午後1時～4時
菜の花法律事務所（南区江越1-17-12） Tel 322-7731

【控室から】 議会のあるべき姿

上野 みえこ



2月13日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会が開かれました。日本共産党からは、小国町の児玉智博議員と2人で参加しています。

議事に先立ち、1月10日に広域連合議長に対し、「議会の運営改善に関する申し入れ」を行いました。議会当日の全員協議会に報告されましたが、「そんな申し入れは受けるべきでない、審議するか諮るべき」との意見が出されました。県下の市で議長を務める方の意見だったので驚きました。広域連合議会でも、いつも発言するのは、児玉議員と私の2人だけです。発言しないばかりか、議会の活性化を求める要望すら、受け止めようとしていない議員発言が飛び出すようでは、活性化できるはずがありません。

後期高齢者医療広域連合議会では、一般質問が10分以内、質疑・討論は5分以内と、九州内の各県広域連合議会でも一番短いという時間制限があります。一番長いところでは一般質問が60分（答弁含む）、質疑には時間制限がないところが2県あり、討論については時間制限なしが3県です。「医療」という命にかかわる問題を論議する広域連合議会、自由な論議を保障し、議会を活性化させることこそ、議会としてのあるべき姿ではないでしょうか。

【表からの続き】

希望する全ての世帯に入居延長を認めるべき

仮設住宅への入居期間の延長を希望した581世帯のうち、延長が認められなかった66世帯は、4月に期限を迎える世帯です。今後、5月以降も、期限を迎える被災者に、次々と仮設からの退去が迫られていくことが予想されます。

東日本大震災の際は、2年間の期限を迎えた際の入居延長に、条件はありませんでした。

熊本地震においても、希望する全ての被災者に延長を認めるべきです

仮設住宅の入居期限

応急仮設（プレハブ仮設）の場合

最初の入居者が入った日を基準に2年間となります。つまり、最初の入居者から半年遅れて入った被災者は、1年半後には入居期限を迎えることとなります。

みなし仮設（民間賃貸）の場合

各々が結んだ契約日を基準に2年間となります。

※応急・みなしとも条件に合えば1年間延長。



入居延長の条件があるため困難に直面している被災者の声

民間賃貸住宅を希望しているが、希望する家賃の物件が見つからない。市営住宅入居の所得基準を満たしているが、高齢者単身世帯ではないため（息子と同居）延長が認められてなかった。

ペットがいるため公営住宅の入居を断念した。ペットも同居できる賃貸物件を探しているが、まだ見つからない。仮設入居延長を希望したが、条件に合わないため認められないと言われた。

希望居住地に震災以前の家賃の物件が見つからない。家賃だけで選ぶと、通園や通勤ができない地域となってしまう。所得基準がクリアできていないため、延長ができないと説明を受けた。「延長希望」と書かずあきらめた。

熊本市環境審議会が開かれました

1月29日、本年度2回目の「熊本市環境審議会」が開催されました。

この審議会は、「熊本市環境基本条例」に基づき、良好な環境の確保に関する調査・審議をするため設置されたものです。学識経験者、市民、市議会議員などから構成されており、党市議団からは、やまべ議員が所属しています。

今回は、「環境保護地区の指定変更・解除についての審議」、また「平成28年度熊本地震の対応」および「熊本市第7次総合計における環境局の重点的取組み」について議論がされました。

熊本地震の対応について

阪神淡路大震災の教訓、石綿（アスベスト）被害の取組み

阪神淡路大震災では、建物やがれきの解体・撤去作業に従事していた方が中皮腫（がん）を発症、亡くなる事例が出ています。石綿（アスベスト）吸引による発症の可能性が高いといわれています。

熊本地震では、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、石綿の飛散防止策をほどこすとともに、倒壊家屋

周辺、解体現場、避難所、廃棄物仮置き場などで、大気中の石綿濃度を定期測定。結果、基準を超えるものは測定されていません。

しかし、石綿の潜伏期間は20～50年。阪神淡路大震災でも20年を経たの発症が確認されています。作業従事者への継続的な健康調査が求められます。

災害断水時の飲料水の確保

災害による広域的な断水に備え、市では井戸を所有する市内87の事業所と飲料水・生活用水提供の協定を結んでいます。

しかし先の熊本地震では、場所によっては井戸水の利用があまりなされていなかった事業所もあり、市民への周知の徹底が必要

です。

また地震直後の水質の濁りについて、一部、浄水器等を備えている事業所では飲料水の提供ができたものの、水質変化に即時に対応できるような工夫の必要性が今後の課題として指摘されました。